

合葬式墓地の整備に関する説明会 議事録

日 時：令和4年9月21日（水）午後7時から

場 所：原村役場3階講堂

参加者：10名（久保地尾根墓地使用者、室内区民等）

事務局：建設水道課環境係

1 開会

2 あいさつ

本日は御多忙の中、本説明会にご参加いただき、ありがとうございます。

また、日頃から村営墓地行政へのご理解とご協力を賜っておりますこと感謝申し上げます。

合葬式墓地の整備に関する説明会ということですが、村では、社会情勢の変化に対応すべく検討を進めているところです。これまでに実施した意見募集やアンケート調査において、価値観や時代背景、社会の変化などから共同的なお墓というものへの抵抗も少なくなっているように感じました。また、墓地を管理してくれる後継者がいない等の切実なご意見が寄せられるなど、確実にニーズは高まってきているものと感じています。

諏訪管内の市町村でも、原・富士見を除く4市町で運用されております。管理方法等は近隣を参考に検討しているところですが、本説明会では、現段階で検討させていただいた内容についてご説明させていただきます。

簡単ではありますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

3 説明

説明会資料に沿った説明

4 質疑応答

(1) 地下の共同埋蔵スペースは、地下に骨を撒くのか、それとも骨壺を並べて保管するのか。

→ 地下に骨を撒きます。

(2) 現在、久保地尾根に墓地を所有しているが、返還することは可能か。

→ 返還可能です。使用年数によって使用料の還付率が異なります。

≪訂正・補足≫墓地が未使用か既使用かで還付率が異なります。なお、合葬式墓地利用有無に関わらず、使用者からの申し出により還付が可能です。

(3) 墓石を建立済みであっても、返還可能か。

→ 原状復帰していただく必要があるが、返還可能です。

原状復帰は墓石屋さんに依頼すればよいか。

→ その通りです。

- (4) 個別埋蔵で15年経過したものは一律で共同埋蔵するのか。
- 具体的な運用は検討中だが、記載例の更新制度を採用した場合は、15年経過しても引き続き骨壺のまま埋葬することが可能です。更新料のお支払いが必要です。
- (5) 意見募集において提出された意見が少ないが、どういう方を対象、経緯で行った意見募集か。
- 合葬式墓地に対する考え方を把握するため、対象を絞らずにHP上で意見を募集したものです。
- (6) 駐車区画数が23→20台ということだが、現在のどの区画が減るのか。
- お手元資料の2ページ下に久保地尾根墓地の配置図をお示ししておりますが、南側駐車区画のほか、西側の一部砂利敷き部分も駐車区画となっております。その北西部分に候補地と記した箇所がございます。このスペースが3区画ほどで見込んでおります。
- (7) 久保地尾根墓地は、室内区の共同墓地の一角に造成するため、区の同意を得る際にお盆等の時期には駐車場が混雑するのではないかということで、多くの駐車場を確保してほしいという要望をしたという経過がある。この合葬式墓地建設によって、駐車場が不足することは想定されるか。
- 今年度、お盆に状況を確認したが、多くて5、6台ほどの駐車でありました。合葬式墓地運用後も、十分な区画を確保できると考えております。
- (8) 富士見町も合葬式墓地を整備する方針を示されたが、近隣市町村で整備が進む状況をどう考えているか。現時点の方針で構わないが、どう管理していくか。
- 茅野市に合葬式墓地が建設されたことなどもあり、原村の方針についてお問合せいただくこともありました。富士見町も同様にニーズの高まりからと思われます。
- 管理方法については、近隣市町村の状況を参考に検討しております。詳細について更なる調査をし、制度設計、条例整備していきたいと考えております。
- (9) 建物自体の管理は村が行うのか。
- 村で管理していきます。老朽化に対する維持補修も含みます。
- (10) 要望だが、様々な方が色んな思いをもって参拝に来られると思うので、この墓地に供養されている方がわかるような仕組みづくりをお願いしたい。例えば、ネットで埋蔵されている方の名前を検索できる等。
- 参拝スペースの一角に、埋蔵される方の氏名を刻んだ名札プレートを掲示するものの設置を想定しています。ネットで埋蔵されている方を検索できる仕組みについてご要望いただきましたので、そういった仕組みも念頭において検討してまいりたいと思います。
- (11) 募集数、個別埋蔵期間の算定方法は。例えば村の年間死者数は70人程度となる、既存墓地、各区の共同墓地の区画数等を考慮した等
- スペースから算定しており、年間死者数等は考慮しておりません。はじめから共同埋蔵を選択する場合がありますし、状況つかみながら、村の合葬式墓地第一号として運用していきたいと考えています。

(12) 共同埋蔵の受入数は無制限か。

→ 受入数はこれから実施する設計業務において決定しますが、無制限ではありません。

(13) 更新料は16年目から発生するという理解でよいか。

→ 具体的に検討はしていないが、記載例は16年目から発生します。

更新の意思確認の時期、更新料徴収のタイミング等含め、研究していきたいと考えています。

(14) 亡くなった時点で申し込むものか。予約は可能か。

→ 生前にお申込みいただく場合、予約が可能です。

5 閉会

今後ご不明点やご意見等ございましたら、ご相談いただけたらと思います。

これからの方針につきましては、随時ご報告しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

本日はありがとうございました。説明会はこれで終わらせていただきます。